

突然の休職にも安心の傷病手当金！



全国健康保険協会 大阪支部
協会けんぽ

傷病手当金は

もしものときの生活の保障です

傷病手当金とは、被保険者の皆さまが病気やケガで仕事を休み、給与を受けられないときに支給される生活の保障です。病気やケガが原因で療養のために4日以上仕事に就けなかったときは協会けんぽまで申請してください。



傷病手当金が支給される条件

傷病手当金は、次の1～4の条件をすべて満たしたときに支給されます。

1 仕事とは関係ない病気やケガの療養のための休業であること

⇒業務災害・通勤途上のケガについては労災保険へご請求ください。

2 それまで就いていた仕事に就くことができないこと(労務不能)

⇒担当医師の意見などをもとに判断されます。

3 4日以上仕事に就けなかったこと(連続する3日間間の休業を含む)

⇒病気やケガで療養のために連続して3日間仕事を休んだ後(待期期間)、4日目以降の仕事に就けなかった日に対して支給されます。待期期間には有給休暇、土日祝などの公休日を含みます。

4 休業した期間について給与の支払いがないこと(手当など、一部でも給与支給があれば減額)

⇒給与が全額支払われている場合は、傷病手当金は支給されません。ただし、給与の日額が傷病手当金の日額より少ないときは、その差額が支給されます。

「待期3日間」の考え方

■待期が完成しないイメージ図

休 出 休 休 出 出 休 休 出 休

■待期が完成するイメージ図

休 休 休 出 休 休 休 休 休 休

待期完成

傷病手当金受給

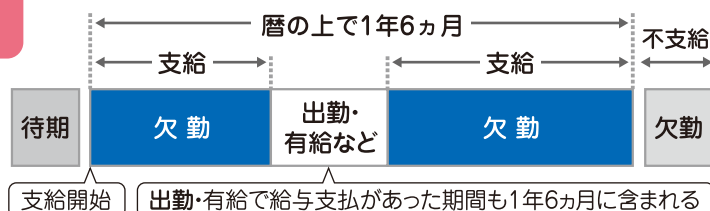
休 休 出 休 休 休 休 休 休 休

待期完成

傷病手当金受給

傷病手当金が支給される期間

傷病手当金が支給される期間は、支給開始日から最長1年6ヵ月の間で支給要件を満たした期間についてです(1年6ヵ月分支給されるのではなく、その範囲内で傷病手当金に該当する日についてのみ支給されます)。



傷病手当金の支給額の計算方法

傷病手当金は、日額で支給され、1日あたりの支給額は「傷病手当金の支給開始日の属する月以前の直近の継続した12ヵ月間の各月の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額の3分の2」です。給与や手当が支払われている場合は、支給額から差し引かれ、支給額以上の給与や手当が支払われているときは、その間、不支給となります。
※支給開始日とは、一番最初に給付が開始された日をいいます。

被保険者期間が1年に満たない場合は、入社後の平均額が、協会けんぽ全被保険者の平均額のいずれか低い額が基礎となります。

支給
総額

= 直近1年間の標準報酬月額の
平均額の30分の1

×

3分の2

×

支給
日数

傷病手当金は支給停止(または減額調整)される場合があります。また、要件により退職後も引き続き給付を受けられるケースもあります。傷病手当金の手続きなどの詳細は、ホームページをご覧ください。下記お問い合わせ先までご相談ください。

お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部

電話 06-7711-4300(自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日及び年末年始を除く)

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

協会けんぽ大阪

検索